

日本病院会会員各位

自由民主党本部より指定病院等における不在者投票について周知依頼がありました。
別紙のとおりご案内いたしますのでご協力よろしくお願い申し上げます。

<不在者投票の流れ>

- ① 指定病院、老人ホームなどの施設の長（不在者投票管理者）が、選挙人が名簿登録している市区町村の選挙管理委員会に、不在者投票の請求を行います。（公示前でもできます）
- ② 請求を行った市区町村の選挙管理委員会から、「投票用紙」「投票用封筒」が施設の長に送付されます。

- ③ ・投票は、
 - 公示日の翌日～投票日の前日の間で、施設の長が指定した日に行います。
(時間は午前8時30分～午後5時)
 - ・施設の長が選任した立会人の立会いの下、
 - 施設の長が指定した場所（施設内の集会室など）で行います。選挙人が歩行困難な場合は、ベッドの上で行うことも可能です。
 - ・障がいなどで自ら候補者名等を書けない場合、代理投票が可能です。
 - 選挙人から代理投票の申し出があった場合、投票を補佐する2人を定め、うち1人に投票の補助を、別な1人を投票に立ち合わせます。
- ※ 投票場所に立候補者の氏名一覧や、選挙公報等を掲げることはできませんが、選挙人から候補者等について知りたい旨の要請があった場合、投票場所以外の場所で、選挙公報や新聞等を見てもらうことは差し支えありません。

- ④ 投票の提出を受けた施設の長は、投票用封筒等に必要事項を記入し、同一の市区町村の選挙管理委員会ごとに、他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」と表示した上、裏面に記名・押印をしてそれぞれの選挙管理委員会あてに送付します。